

**2015 年度（公財）アジア生命保険振興センター及び（公財）川井数理科学財団による
東日本大震災被災学生支援奨学金支給学生の募集**

東日本大震災で被災したために経済的に困窮し修学継続に支障をきたしている学生に対して、公益財団法人アジア生命保険振興センター（*OLIS）と公益財団法人川井数理科学財団が連携して修学継続支援のための奨学金を支給することになりました。

（* OLIS とは Oriental Life Insurance Seminar の略です。）

◎ **対象**

東北大学において数学を専攻している学部学生と大学院学生、宮城教育大学において数学を専攻している学部学生と大学院学生、および東北学院大学で数学を専攻している学生と大学院学生で、次の条件を備えた者とします。

- (1) 東日本大震災で被災したために経済状態が悪化し、修学継続に支障をきたしていること。
- (2) 心身ともに健康であり、品行方正で学習意欲の高いこと。

※なお、東北学院大学で数学を専攻する学生とは、教養学部情報科学科数理科学コースに所属する学生、大学院人間情報学研究科人間情報学専攻で数学を研究テーマとする院生、並びに、工学部または教養学部で数学の教員免許状取得を目指して必要な科目を履修している学部3年次以上の学生を指す。

◎ **支給期間・支給金額・支給人数**

- (1) 奨学金は給費とし支給期間は平成 27 年度(2016 年 3 月 31 日まで)とします。
- (2) 支給金額および人数は以下の通りです。

① 東日本大震災による被災状況に応じて次の支給金額を支給します。

被災状況		支給金額(年額)	支給人数
主たる家計維持者が居住する家屋(実家)が	地震により全壊、または津波により流出もしくは1階天井まで浸水した場合	40～60 万円	5 名以内
	福島原子力発電所の事故に伴う避難指示または避難勧告等により長期間居住不能となった場合		
主たる家計維持者が	死亡もしくは行方不明である場合		
	失業中(解雇や倒産による)である場合		
主たる家計維持者が居住する家屋(実家)が	地震により大規模半壊となった場合	20 万円	5 名以内
	津波により床上浸水かつ建物内に瓦礫が流入した場合		

② 支給金額・支給人数は、応募状況によって奨学金支給総額 230 万円を上限に変更することがあります。

- (3) 他の奨学金との併給を認めます。ただし、返済義務のない奨学金の受給総額が 200 万円を超える者については、本奨学金の支給額を減額する場合があります。

◎提出書類

- (1) OLIS 及び川井財団による東日本大震災被災学生緊急支援奨学金申請書
- (2) 被災状況を証明する書類(写しも可)
- (3) 学業成績証明書(1年次学生は、不要)

◎提出先

〒980-8578 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3
東北大学理学部数理科学記念館内 川井数理科学財団
(注) 封筒には「奨学生応募書類在中」と朱書してください。

◎提出締切 2015年5月15日(金) 必着

◎問合せ先 本奨学金の募集についてのお問合せは、

〒980-8578 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3
東北大学理学部数理科学記念館内 川井数理科学財団
電話/FAX 022-224-4020
電子メール scholarship@kawai-zaidan.or.jp

◎奨学生の義務

奨学生には、以下の義務があります。

【書類の提出】

奨学生は、当該年度末に「生活状況報告書」、「学業成績証明書」および「研究業績書(大学院生のみ)」を川井財団理事長経由でOLIS理事長宛に提出しなければならない。なお、学期末に所定の課程を卒業・修了した場合は、「卒業証明書」または「修了証明書」も併せて提出しなければならない。

【身分変更の届出】

次の場合には、直ちに川井財団理事長経由でOLIS理事長宛に届け出なければならない。

- (1) 休学、留学、修了、退学
- (2) 本人および保証人の氏名、住所、その他重要事項の変更

【失格】

奨学生が次の各号に該当することにより不適格と認められた場合には、その資格を失う。

- (1) 学部学則・大学院学則に基づく退学、停学の場合
- (2) 申請書および提出書類の記載内容に虚偽があった場合
- (3) 正当な理由がなく身分変更の届出に定める届出を怠った場合
- (4) その他奨学生として不適格と認められた場合

【返還】

奨学生が上記失格事項に該当し不適格と認められ、資格を失った場合は、既にその年度に支給された奨学金の全部または一部を返還しなければならない。

以上